

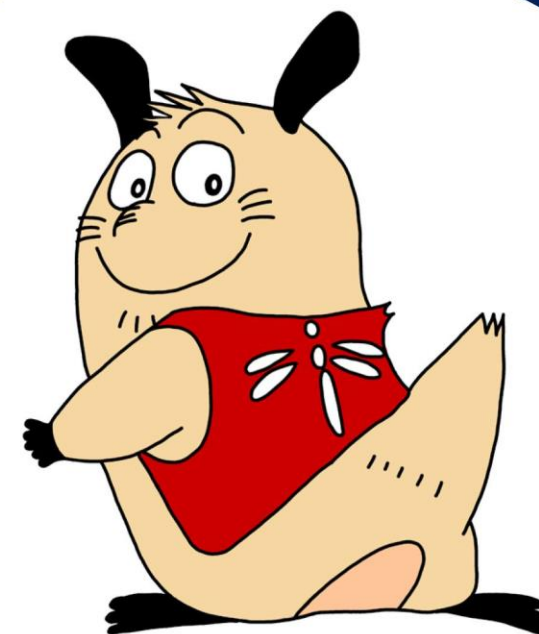
小学校・教育委員会連絡先一覧

学校園名	電話番号	住所
明石小学校	078-918-5430	山下町12-21
松が丘小学校	078-918-5435	松が丘3丁目1-1
朝霧小学校	078-918-5445	朝霧東町1丁目1-40
人丸小学校	078-918-5450	東人丸町26-29
中崎小学校	078-918-5455	中崎1丁目4-1
大観小学校	078-918-5460	大明石町2丁目8-30
王子小学校	078-918-5465	王子1丁目1-1
林小学校	078-918-5470	林崎町1丁目8-10
鳥羽小学校	078-918-5475	西明石北町2丁目2-1
和坂小学校	078-918-5480	和坂2丁目12-1
沢池小学校	078-918-5485	明南町3丁目3-1
藤江小学校	078-918-5490	藤江235
花園小学校	078-918-5680	西明石南町1丁目1-10
貴崎小学校	078-918-5685	貴崎5丁目5-52
大久保小学校	078-918-5690	大久保町大久保町430
大久保南小学校	078-918-5695	大久保町ゆりのき通3丁目1
高丘東小学校	078-918-5730	大久保町高丘3丁目2
高丘西小学校	078-918-5735	大久保町高丘7丁目23
山手小学校	078-918-5745	大久保町大窪1600
谷八木小学校	078-918-5750	大久保町谷八木878
江井島小学校	078-918-5755	大久保町西島252
魚住小学校	078-918-5760	魚住町清水570
清水小学校	078-918-5765	魚住町清水1752-2
錦が丘小学校	078-918-5770	魚住町錦が丘1丁目17-5
錦浦小学校	078-918-5775	魚住町西岡1349
二見小学校	078-918-5820	二見町東二見454
二見北小学校	078-918-5825	二見町福里274
二見西小学校	078-918-5830	二見町西二見383-34
教育委員会事務局 教育企画室青少年教育担当	078-918-5057	中崎1丁目5-1 分庁舎5階

スクールガードあかし 活動マニユアル

令和6年7月改訂

～地域の子どもは地域で守る～



明石市

教育委員会事務局 教育企画室 青少年教育担当

Q1 「スクールガードあかし」とはなんですか？

A1 登下校時の通学路上における子どもたちの見守り活動に努めていただくボランティアの方々のことです。

Q2 「スクールガードあかし」の活動は何をすればよいですか？

A2 登下校の時間帯に、校門付近や通学路で、「おはようございます。」等の声かけをしながら、子どもたちの見守りをお願いします。週何回活動しなければならない、どこに立たなければいけない、といった制限はありません。下校時間帯にお買い物に行くついでなど、ながら見守りでも構いません。おれんじキャップを被って、できる時に、できる所で子どもを見守っていただくことが、犯罪行為等に対する抑止力になります。

おれんじキャップ



スクールガード活動を行うにあたって、よく質問をいただく内容を、Q&A形式でまとめてマニュアルを作成しました！

スクールガードの皆さんも、これからスクールガードを始めたいと思っている方も、是非参考にしてください！



最後に、実際にスクールガードをしている人から教育委員会に寄せられた「スクールガードをやっていて良かった」と思ったエピソードを紹介します！



子どもたちが自ら「おはようございます」「さようなら」などあいさつをしてくれたり、声をかけてくれるときに、嬉しく感じます。

6年生が3月の下校途中に「4月から中学生です。長い間ありがとう！」と感謝の言葉をかけてくれました。本当に嬉しかったです。

高校生や社会人になってもあいさつに来る子が沢山います。当時をよく覚えてくれていて、感激、感動します。これからも元気な限り、この活動に参加していきます。

スクールガードをしているおかげで、特に朝の時間帯に、規則正しい生活を送ることができています。

子どもたちとふれあい、会話ができることで、若い力をもらうことができます。スクールガードをやって良かったと思います。

子どもたちがよくあいさつをしてくれるようになり、普段でも話をしてくれるようになったのが、とても嬉しいです。

スクールガードの恰好をしていると、子どもの見守りだけでなく、地域の犯罪防止や、車の運転手の注意喚起にも役立っていると感じます。

コミュニティ活動災害補償保険		
賠償責任保険 ※免責1万円	身体賠償	限度額 1名につき 3,000万円
	//	限度額 1事故につき 1億円
	財物賠償	限度額 1事故につき 500万円
	受託物賠償	限度額 1事故につき 100万円
傷害保険	死亡	500万円
	後遺障害保険	程度により500万円を限度
	入院保険	1日 3,000円
	通院保険	1日 2,000円
	手術保険	3万～12万円
ひょうご学校応援ボランティア補償制度（見舞金）		
死亡見舞金	1,000万円	
後遺障害見舞金	死亡見舞金に後遺障害の種類に応じた割合を乗じた額	
入院見舞金	入院日数	
	（1日以上 3日まで）	8,000円
	（4日以上 6日まで）	20,000円
	（7日以上 10日まで）	32,000円
	（11日以上 20日まで）	60,000円
	（21日以上 30日まで）	100,000円
通院見舞金	（31日以上）	150,000円
	通院日数	
	（1日以上 3日まで）	4,000円
	（4日以上 6日まで）	10,000円
	（7日以上 10日まで）	16,000円
	（11日以上 20日まで）	30,000円
手術見舞金	（21日以上 30日まで）	50,000円
	（31日以上）	75,000円
手術見舞金	手術の種類に応じて4万、8万、16万円	

Q3

スクールガードになるにはどうすればよいですか？

A3

各校区のスクールガード事務局にて、登録手続きが必要になります。登録完了後、各校区からおれんじキャップを配付します。事務局が分からない場合は、下記①～③のうちいずれかの方法でご連絡ください。

- ① お住まいの校区の小学校へ電話する。
- ② 教育委員会事務局教育企画室 青少年教育担当(078-918-5057)に電話する。

- ③ インターネットから「スクールガードあかし登録希望届」を提出する。
(以下のいずれかから、入力フォームへアクセスし、必要事項を入力の上、送信してください。)



<https://logoform.jp/f/4xi0q>

入力された情報は、青少年教育担当に送信されます。その後、青少年教育担当から各校区のスクールガード事務局と連携させていただきます。

Q1

子どもたちが助けを求めてきた場合や、被害に遭いそうなところを発見した場合はどうすればよいのでしょうか？

(例1)子どもたちが

・連れて行かれそうになる ・体を触られる ・危害を加えられる など

(例2) 子どもたちが

・事故に遭った ・急に体の調子が悪くなった ・けがをした など

A1

次の①～④を参考に、対応してください。スクールガードさんのみでのご対応が難しい場合などは、周囲の人に応援を求めながら、できる範囲でご対応をお願いします。

① 110番、119番通報を最優先で行ってください。

※P-4 Q2参照

② 子どもたちが助けを求めてきたら、まず自分が落ち着きましょう。

子どもたちが被害に遭いそうな場合に、皆さんが慌てたり興奮したりすると、子どもたちはさらに興奮し、落ち着いて話ができなくなります。

③ 子どもたちを安全な場所で保護し、「大丈夫だよ」と、やさしく話を聞いてください。

1 あなたの名前は？ 2 何年生(いくつ)？
3 どこで？ 4 何があったの？

④ 子どもたちを落ち着かせましょう。

子どもたちは不安で興奮しているかもしれません。子どもたちには、「警察(救急車)を呼んだからね。」「先生に連絡してあげるね。」「心配いらないよ。」など、優しいことばで落ち着かせてあげてください。その後、学校に連絡を取り、保護等の対応をしてください。

Q1

万一、活動中に子どもたちが事故に巻き込まれた場合、スクールガードも賠償責任を負うことがあるのですか？

A1

文部科学省が発行している「登下校見守りハンドブック(令和6年6月改訂)19ページ」には、「活動中、通学路で何かが起こっても活動者に責任はありません(活動者の不法行為等に起因して発生した場合を除く)。」と記載されています。明石市としては、少なくとも「スクールガード活動マニュアル」を参考にいただき安全に注意したにも関わらず発生した事故や不可抗力の状況で発生した事故に対しては、責任問題には至らないと考えます。

また、万一事故が発生した場合は、必要に応じて、教育委員会としても市役所内の弁護士資格を持つ職員と事後の対応を検討するなどサポートしていきますので、ご安心ください。

Q2

「スクールガードあかし」はボランティアですが、傷害保険や賠償責任保険などの加入はしてもらえるのですか？

A2

「校区スクールガード」に登録いただいた時点で自動的に「コミュニティ活動災害補償保険」及び「ひょうご学校応援ボランティア補償制度(見舞金)」による補償の対象となります。万一、スクールガードさんご自身が活動中に事故に遭われ、死亡、後遺障害が発生、通院、入院又は手術されたときは、保険及び見舞金が適用され補償されます。また、法律上の損害賠償の責めを負った場合にも、保険が適用されます。なお、保険、見舞金制度への加入代金は明石市が負担しますので無料です。

万一事故が発生した場合は事故状況等の報告が必要になりますので、速やかに学校または青少年教育担当まで連絡して下さい。

補償金の額については、次ページを参照ください。

Q2 子どもたちが道路を横断するとき、子どもと車、どちらを止めた方がよいですか？

A2 ① 横断歩道がある場合

横断歩道がある場合は、車に一時停止の義務があります。横断歩道の手前で子どもたちを待たせ、車が一時停止したことを確認してから、子どもたちに横断の誘導をしてください。

② 横断歩道がない場合

横断歩道がない場合は、車に一時停止の義務はありません。車が通り過ぎるまで子どもたちを待たせて、車がいなくなってから横断の誘導をしてください。

ただし、車の通行が途絶えず、子どもたちが横断できない状況が続く場合は、歩道上から横断旗を上げるなど、子どもたちが横断したいことを車にアピールし、車の方から自主的に止まってくれるのを待ってから、子どもたちに横断の誘導をしてください。

Q3 交通マナーが悪い自転車を見かけたらどうしたらよいですか？（赤信号無視、スマホを見ながらや傘をさしながらの「片手運転」等）

A3 スクールガードの皆さんには自転車を停止させる権限はなく、交通安全指導は、本来お願いしている業務ではありません。事故に通じる可能性もあるため、無理な声かけはせず、自分自身や子どもが怪我をしないように注意してください。また、交通ルールを守らない高校生などの自転車を見かけ、それがどこの学校か特定できれば、市の交通安全課から、高校に連絡して指導してもらうことができます。青少年教育担当から交通安全課に連絡することも可能ですので、その場合は、ご相談ください。

Q2 110番通報をするときに気を付けることはありますか？

A2 警察官から以下のような質問がされますが、分かる範囲で落ち着いて教えてください。

- ① 「事件ですか？事故ですか？」
- ② 「何がありましたか？」
- ③ 「いつごろですか？」
- ④ 「どこで発生しましたか？」
住所が分からないときは、建物や交差点名など、目標となる場所を伝えましょう。
- ⑤ 「犯人は？」
人数、人相、服装、逃走手段、凶器など
- ⑥ 「今、どうなっていますか？」
現場の様子（けが人、被害の状況）
- ⑦ 「あなたの住所・氏名・電話番号は？」

Q3 見守り中に、子どもたちに指導をするべきか迷う場面があります。どのように対応すればよいですか？

（例）よく遅刻する子どもを見かける
「学校に行きたくない」と子どもに言われた
通学路とは別の道を通っている子どもを見た など

A3 スクールガードの皆さんにお願いしていることは、子どもたちの見守りや、あいさつなどの声かけになりますので、特に、指導をしていただく必要はありません。もし、子どもたちに話かけられた場合は、優しく話を聴いてあげてください。また、気になる場面に出くわした場合は、見た情報・聞いた情報を各学校にご連絡していただきますようにお願いします。

Q4

最近よく、「児童が〇〇に声をかけられる事案が発生しました」という不審者情報メールが配信されることから、子どもたちに気軽に声をかけることを躊躇してしまいます。

子どもたちにあいさつや声かけを行っても良いのでしょうか？

A4

「声かけ事案」の基準は、声をかけられた子どもが「どう感じたか」です。子どもたちは、スクールガードさんは、自分たちを守ってくれる人だと思っているので、困っているときにスクールガードさんから「どうしたの？」と声をかけられても「怖い」とは感じません。おれんじキャップや名札などを身につけて、スクールガードだと分かる恰好であいさつなどの声かけを行うことを心がけてください。

【参考】青少年教育担当から配付できるスクールガード活動用グッズ一覧

- ① おれんじキャップ ② 名札セット(名札ケース、紐、台紙) 令和6年7月現在
③ 防犯笛(ホイッスル) ④ 自転車前カゴ用プレート
⑤ 交通安全旗(大(両面印刷):53×45cm、小(片面印刷):32×30cm)
⑥ わんわんパトロール 犬用バンダナ(大型犬用:52×53cm、小型犬用:44×44cm)
⑦ わんわんパトロール エチケツトバッグ(20×23cm)
⑧ 登下校見守り活動ハンドブック(文部科学省発行)

①



②



③



④



⑤ (画像は小サイズ)



⑥ (画像は小型犬用)



⑦



⑧



Q1

交通事故に遭わないためには、どのようなことに気を付ければよいでしょうか？

A1

必ずしもスクールガードの皆さんが、子どもたちに交通安全指導をしなければならないというわけではありませんが、交差点付近等で見守りをしていただく場合は、以下の点に注意してください。

- ① 歩行者用信号機が青色に変わっても、交差点には右折または左折する車が進入してくるので前後左右の安全確認を行う(巻き込み事故等横断中の事故が多い)。
- ② 横断歩道が近くにある場所で道路を横断する際は、横断歩道を利用させる。
- ③ 「青信号だから止まってくれるはず」「自分のことが見えているはず」と思い込まず、車が停止するまで待つ。また、反対方向から来る車にも注意し、子どもたちに横断の誘導をする。
- ④ 横断歩道の手前で青信号の点滅が始まったら、横断誘導をしない。
- ⑤ 車を停止させるため不用意に車道上に飛び出さない(車を停止させる権限はありません)。
- ⑥ 交通安全旗を有効活用する(青少年教育担当から配付しています)。
- ⑦ 蛍光色などの目立つ服装をするように心がける。

